

EVENT
伊丹市農業祭無料法律相談デー
2025年11月8日

11月8日、伊丹市農業祭開催にあわせ、無料法律相談を実施しました。当日は野菜や花の販売、ダンス、キッチンカー出店等があり、約3000人の人出でにぎわいました。久々に登場したヒマリオンは、子どもたちに大人気でした。農業祭を目当てに立ち寄られた方も含め、



1日で約30件の相談を受けました。相談後のアンケート結果も大変好評で、次回企画につながるまちかど相談になりました。

EVENT
第2回リーガルハイスクール
2025年12月25日

12月25日に「第2回リーガルハイスクール」を開催し、多くの高校生に参加いただきました。神戸地方裁判所の協力も得て、午前中は法廷で模擬裁判の実演を行い、午後は班ごとに事例を検討したうえで、代理人として和解協議も体験してもらいました。今回初めて民事の模擬裁判を行いました。生徒さんの熱意と高い交渉力のおかげで無事に終わることができ、楽しく充実したクリスマスとなりました。



EVENT
「第8回死刑制度を考える」シンポジウム
2026年1月24日

死刑制度について考えるシンポジウムを県立のじぎく会館で開催しました。基調講演として大阪大学法科大学院の水谷規男教授が刑罰論から見た死刑制度を、当会の工藤涼二弁護士が死刑制度を廃止した英国や仏国の歴史を報告しました。その後、元警察庁長官の金高雅仁氏、元公明党代表山口那津男弁護士、元日弁連会長中本和洋弁護士をパネリストに交え、制度の存続に賛成・反対双方の立場から熱を帯びた議論が行われました。この重要な問題について考える大変有意義な機会となりました。



EVENT
3月
姫路支部 市民法律講座 2026年3月14日(土)

姫路支部では市民の方に法律を身近に知っていただくべく、年に6回市民法律講座を実施しております。2026年3月14日(土)午前10時より姫路支部会館にて同支部の木下雄大弁護士による「身近にひそむ労働問題」を実施します。残業代の未払い、セクハラ、パワハラ…今の時代、労働に関するトラブルは、誰か特別な人にだけ発生する話ではありません。本講座では、実は身近にひそんでいる様々な労働問題を、具体例を通じてできるだけわかりやすく解説させていただきます。お気軽にご参加ください。

EVENT
4月
4・15は「ゆいごん」の日

2026年4月11日(土) 13時30分～16時
場所: アスピア明石701
内容: 講演「遺言書作成と相続税について」
小倉敏郎税理士
法律相談会(当日受付)

EVENT
3月
シンポジウム
「SNSと人権 民主主義の現在地」
2026年3月21日(土) 午後1時～午後5時
兵庫県立のじぎく会館3階大ホール 予約不要/入場無料

私たちの周りではSNSによる情報発信が急速に増えており、時には世論を形成し、社会の問題に大きな影響を与えるようになってきました。他方で、即時の発信・拡散や、匿名表現も可能であることなどから、感情的な表現が行き過ぎ誹謗中傷が繰り返されたり、フェイクを含む誤った情報の発信・拡散といった負の側面も見受けられます。SNSの基盤であるデジタルプラットフォーム(DPF)の特徴から、私たちはこれからSNSの表現活動についてどのように考えていけば良いのかを、皆さんと一緒に考えたいと思います。是非ご参加ください。



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオンの
Since2001

2026年4月15日(水)

①兵庫県弁護士会館(神戸)
時間: 13時～15時
内容: 桂福丸氏による落語、法律相談会(当日先着順: 定員6名)

②兵庫県弁護士会姫路支部
時間: 15時～16時30分
内容: 法律相談会(事前予約制)

各支部での遺言・相続に関する無料相談会などの企画が予定されています。ぜひお越しください。(詳細な予定については当会ホームページにてご確認ください)
当会ホームページ▶



神戸中華総商会 鮑会長に聞く 華僑のルーツを大切に、多様性の社会で活躍する



一般社団法人
神戸中華総商会 会長
株式会社廣記商行 取締役会長

鮑悦初氏

(BAO YUECHU、バオユエツウ)
1952(昭和27)年、兵庫県神戸市生まれ
株式会社廣記商行 取締役会長

一般社団法人神戸中華総商会は、神戸で最初に設立された在日華僑華人が経営する企業を主体とする格式と歴史ある団体です。会長の鮑悦初氏は、神戸市中央区で生まれ育った華僑三世。赤い缶に笑顔のおじさんのイラストで知られる中華スープの素「味覇(ウェイパー)」で有名な廣記商行の代表です。中華総商会の活動や華僑の歴史や文化、弁護士へのメッセージなどを伺いました。

▶神戸中華総商会について教えてください。

鮑 神戸には中華・華僑関係の団体はいくつもありますが、一番古い団体で、今年で120年になります。創立したのが1906年、清朝末期と聞いております。主に貿易の仕事をしていた華僑の方々が会員となって立ち上げました。日本でいうところの経団連のような団体であり、当時は大使館や領事館がなかったため、中華総商会が日本からの輸出品の証明を出すなど貿易業務の手続きを支援したり、日本と清朝との商い上の橋渡しをしたり、華僑同士のトラブルを仲裁したり、公益性の高い業務をしていたようです。

▶長い歴史があるんですね。現在の会員数や活動はどういったものでしょうか?

鮑 かつては100社以上あったと聞いていますが、今は40社くらいです。華僑が代表を務める商社やメーカー、飲食店など、神戸を中心に商売をしている方々が会員です。時代が変わり、かつてのような仲裁や斡旋、証明書発行といった役割はなくなりました。主な活動として、神戸華僑歴史博物館の運営を行なっています。中央区海岸通の神戸中華総商会KCCビル2階にあり、華僑の歴史を集めて展示紹介しています。もう一つは、中華同文学校、華僑のお子さん

の教育支援です。そのほか、会員向けの講演会や研修旅行などを企画し、華僑同士の交流を行っています。

▶華僑の歴史や文化についての広報活動に力を入れておられるんですね。

鮑 中華同文学校の子供たちには小学校と中学校の時に華僑歴史博物館に見学に来ていただき、自分たちのルーツを知ってもらう取り組みもしています。また現在、春節祭特別展「神戸と中華料理—その歩み」(2月12日～3月14日開催)を企画しています。華僑文化の研究者にもご協力いただき、神戸の老舗中華料理店の歴史や昔のメニューを取材させてもらったり、私自身も廣記商行について取材を受けたりして進めています。私たちのルーツとともに、現在の華僑の記録を未来に残していこうという取り組みです。

▶自分たちの歴史と文化を伝えていくことは大切な活動ですね。

鮑 神戸の華僑のルーツは、1868年の神戸港開港とともに長崎にいた華僑が来神したことが始まりです。調べてみると、神戸に来た中国人の中でも、番頭役や通訳などの奉公人は居留資格がないために居留地の外に住むようになり、発展していったのが南京町です。こ

YouTube **兵庫県弁護士会公式チャンネル**
動画アーカイブ

| | | |
|--|--|--|
| | プチ法律解説シリーズ⑯ 借金で首が回らなくなった時に自己破産の3つの誤解 | |
| | プチ法律解説シリーズ⑰ お金がなくても大丈夫!! 国選弁護士はあなたの味方です | |
| | プチ法律解説シリーズ⑱ 御社の広報戦略は大丈夫? もう始まっているステマ規制! | |
| | プチ法律解説シリーズ⑲ あなたの会社を存続させるために事業承継のための5つのステップ | |
| | プチ法律解説シリーズ⑳ 失敗しない遺言作成のポイント 無効になったら元も子もない | |
| | プチ法律解説シリーズ㉑ もしかして「パワハラ」 大切な「時間外の連絡」のルール作り | |
| | プチ法律解説シリーズ㉒ 選択的夫婦別姓制度 3つの誤解について解説 | |



左より、麦志明当会広報委員、大原雅之同副会長、鮑会長、武部由香里当会広報副委員長、井上篤同委員長、藤原唯人同副委員長

の頃に来た人たちが華僑一世で、オールド華僑・老華僑と言われます。ちなみに、新華僑というのは1972年以降、つまり日中国交回復後に日本に来た方々です。一世の時代の中国は貧しかったので、親や兄弟と別れてやむなく国を離れ働きに出ました。彼らには「落地帰根(新しい土地に落ち死んだら国に帰る)」という考えがあります。当時は亡くなった屍を国に送り届けていたそうです。二世、三世になると「落地生根(地に落ちその土地に根を生やす)」に変わっていきます。二世、三世は「落地生根」ですけれども、根を生やして桜の花を咲かすわけではない。華僑としての色や匂い、味を持って、今の多様性の社会で活躍することが、我々の存在価値・意義だと思います。それが多様性・豊かさではないでしょうか。私の商売でいうと、日本にいながら本格的でおいしい中華料理を食べていただく。食を豊かにするという志をもって、北京、広東、上海などいろいろな本場の料理に必要な食材や調味料を提供しています。

▶中国的な発想と日本的な発想、両方お持ちかと思いますが、ビジネスでその違いを感じることはありますか？

鮑 私は神戸で生まれ育ち母国語は日本語ですから、日本の価値観や考え方に近くなっています。育った文化や価値観が違います。大陸の人たちは、決断が早い。私も早い方かもしれませんが、彼らはもっともっと早いです。会社のオーナーになるといろんなものを抱えますから、あれこれ考えて判断がつかないことや躊躇することもあります。私たちは守りに入りがちですが、向こうの人の多くが攻めにいきます。彼らは失うものはない、と言ったら語弊があるかもしれませんが、失敗を恐れず大胆に挑戦しますね。

▶弁護士との付き合いやエピソードがあれば、お聞かせください。以前、日弁連のシンポジウムでパネリストとしてご出席いただくなど、ご協力いただいていますね。

鮑 会社でも個人的にも、弁護士の先生方とは付き合いがあり、シンポジウムはお声掛けいただき「弁護士による中小企業の海外展開支援」についてお話ししました。私の商売のエピソードでも十数年前の話ですが、中国の先輩から中国に会社を作るから手伝ってほしいと頼まれ資金を用意しました。これは個人ではなく会社からの投資です。その時に顧問弁護士から「今の会社でそのまま投資すると、もし何かあったときに会社に責任が及ぶなど影響が出る。グループ内に別会社を作りそこから投資した方が良い」とアドバイスを受けました。リスクマネジメントですね。顧問弁護士は同胞で、実は親戚なんです。ビジネスだけでなく、家族の付き合いもあり、いろいろなことを相談しています。

▶ビジネスで大切にしていることはなんですか？

鮑 私は何事においても人間関係が大切だと思っています。商売はどうしても損得とか金勘定の話になりますが、人間は感情の生き物です。廣記商行では挨拶を大切にしています。挨拶は基本中の

基本。挨拶はやる気になれば誰でもできます。大学を出たからできるとか、そういうものではありません。人にとって挨拶をしないことは、その人の存在を認めていないことになります。人間関係において、これほど失礼なことはありません。自分を認めてくれない人からものを買おうなんて思いません。だから、挨拶にこだわって人との付き合いを大切にしているのです。弁護士の先生とも信頼関係があるからこそなんでも相談できます。

▶鮑さんから見られて、経営者と法律家の違いについてどのように感じられますか？

鮑 法律家の先生は、法的に正しいか間違っているかという判断をなさいます。法律が全てで人間の感情は気にしませんよ、というわけです。私は、ビジネスはそんなもんでもないのになあいつも思っています。法律的にはそうかもしれないけど、他に方法はないのかとも思います。物事には両面あり、目の当たるところ影になるところ、答えが決まっていなかったりします。だからこそ、弁護士や裁判官がいらっしゃるのだと思いますが…。実務面においては、例えば、請求としては成り立つけれども証拠が認められるか勝てるかどうか微妙だとか、香港で裁判をすると弁護士費用に莫大な費用がかかり少額の訴訟の場合はコスト倒れになるとか、そういうアドバイスはありがたいですね。



▶神戸中華総商會では弁護士との付き合いはありますか？

鮑 今まではあまりなかったのですが、私の会社の顧問弁護士に中華総商會の会員にもなっていて、会員のトラブルがあった時などに相談させていただいています。彼の強みは中国語ができること。会員それぞれ顧問弁護士さんがおられると思いますが、新しい会員もいますので、今後は弁護士の紹介や困りごとの相談、法律セミナーなどを会員サービスとしてやっていきたいと考えています。

▶ビジネスに関してこういったトラブル案件があるのですか？差し支えない範囲で教えてください。

鮑 債権回収と破産されたときの様々な手続きなど危機対応が多いですね。本来は、危機が起こる前に、予防的対応の相談ができるといいですね。先ほど紹介した投資の話のように、リスクマネジメントについてアドバイスいただけるのはありがたいです。

▶中華総商會として弁護士会とのつながりや期待していただけることはありますか？

鮑 これまで弁護士会の活動はあまり存じ上げてなかったのですが、例えば、法律の勉強会や講師派遣など考えてみたいと思います。会社の業態や規模によって悩みも違いますが、トラブル回避のためのアドバイス、事業承継や相続の相談などは役に立つと思います。これを機会に法的なサービスも会員に提供していきたいと思うので、ご協力よろしくお願います。

▶弁護士会の国際交流委員会では、中小企業の海外進出支援、弁護士紹介を行っていますので、中華総商會さんともマッチするかと思います。本日は多岐に渡り、いろいろなお話をありがとうございました。(インタビュー日 2025年12月25日)

くらしの法律相談

会社の事業撤退に伴い、技術者を配置換えしたいー「職種限定」なら本人の同意を

Q 企業経営者です。機械製作を行う技術者を雇用していますが、機械製作事業からの撤退を検討しており、ある技術者を総務課に配置換えさせたいと考えております。法律上、気をつけることはありますか。

A あなたの会社とその技術者の間には、職種限定合意が成立している可能性があります。成立している場合、労働者の同意がなければ配置換えをすることはできません。

基本的な業務内容の変更及び勤務地の変更を、まとめて配置換えといいます。配置換えができることが労働契約や就業規則に記載されているとき、会社は労働者に対して配置換えを命じることができます。これは業務命令の一環ですので、労働者は配置換え命令に従う必要があります。しかし、会社と労働者との間で、職種及び業務内容を特定のものに限定する合意(職種限定合意)がある場合、会社は職種限定合意に反する配置換えを強制的に行うことができず、労働者の同意がなければ、配置換えをさせることができません。採用の経緯や勤務実態によっては、労働契約に明記されていなくても職種限定合意が認められる可能性があります。

あなたの会社のケースでも、技術者が長年、機械製作に従事している、採用時に主として機械製作に従事することを想定して採用した、などの事情があれば、職種限定合意が認められる可能性があります。

職種限定合意が認められる場合は、配置換えをするために、その技術者の同意を取得する必要がありますので、本人に対して丁寧な説明を行い、同意を取得したことを書面などで残すことが必要です。

本人が配置換えに同意せず、他方で機械製作から撤退することも決定しているケースでは、整理解雇も検討すべきですが、裁判例上、厳しい要件が課されており、整理解雇を行えるかどうかについても、専門家の判断が必要です。

その技術者との間に職務限定合意が成立するかも含めて、弁護士にご相談の上、今後の対応を検討するのがよいでしょう。(弁護士 坂田晃祐)



Topics 下請法から取適法へ～より対等な取引関係へ～

下請法(下請代金支払遅延等防止法)が改正され、2026年1月1日から「中小受託取引適正化法(取適法)」として施行されました。

下請法は、発注側が優越的な立場を利用して、受注側に不合理な要求をすることを防ぎ対等な取引関係を構築するための法律であり、「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」といった取引形態について、資本金額によって、適用の有無が定められていました。支払遅延や買いたたき、無償でのやり直し要求などが典型的な禁止行為とされてきました。取適法においては、これまでの下請法が対象としていた取引形態に新たに「特定運送委託」が加えられたほか、従業員数も基準に加わり、適用範囲が広がりました。

さらに、協議に応じない一方的な代金決定や、手形払を禁止することが追加されました。中小企業は、取適法において、受注者側として「守られる側」になることもあれば、発注者側として「守らなくてはいけない側」になることもあるでしょう。取引先から不合理な要求を受けていないか、逆に取引先に不合理な要求をしていないか、両面から注意をする必要があります。不明な点は弁護士にご相談ください。



こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会 検索

訴えられたとき
裁判等の当事者対象の無料相談
民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS
Instagram
X (旧Twitter)
HIMARIONHYOGO
Himarion_Hyogo

法律相談したい
総合法律センター
神戸 078-341-1717
西播磨 079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

中小企業相談
売掛金の回収や事業承継など
中小企業にまつわる無料相談窓口
ひまわり中小企業センター
0570-001-240

どの窓口かわからない場合でも
まずは、兵庫県弁護士会まで
お電話ください。

兵庫県弁護士会 〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3
TEL:078-341-7061

